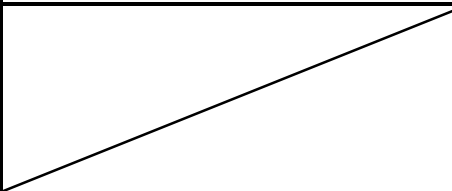


PM2.5（微小粒子状物質）に係る暫定的な対応方針（改定）の新旧対照表

項 目	改 定 後（新）	現 行（旧）
<p>① 変</p> <p>①早朝時の予測判断</p> <p>午前5時、6時、7時の情報による注意喚起</p>	<p>原則として、地域内の当日午前5時、6時、7時の1時間値の3時間平均値が2局以上で85$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超過した場合、午前8時までに発信する。</p>	<p>当日午前5時から7時までの各1時間値において、1局でも85$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超過した場合、午前8時までに発信する。</p>
<p>② 新</p> <p>②現在情報による判断</p> <p>午前6時から午後7時までの観測値による注意喚起</p>	<p>・次に該当する場合、午前6時から午後7時までの各時間帯で判断し、迅速に注意喚起の情報提供を行う。</p> <p>原則として、地域内の当日午前1時から各時間帯までの1時間値の平均値が1局でも70$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超過した場合とする。</p> <p>※ 地域内で既に注意喚起を行っている場合、追加の注意喚起は行わない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>③ 新</p> <p>地域区分</p>	<p>① 県北地域：荒尾市、玉名市、南関町、長洲町、和水町、玉東町、山鹿市、熊本市北区植木町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村</p> <p>② 県央地域：熊本市（熊本市北区植木町を除く。）、宇土市、宇城市、西原村、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町、美里町</p> <p>③ 県南地域：八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町</p> <p>④ 天草地域：天草市、上天草市、苓北町</p>	<p style="text-align: center;">県内全域</p>

項 目	改 定 後 (新)	現 行 (旧)
<p>⑤ 注意喚起の解除</p> <p>※情報提供は、午後8時までとする。 それ以降は翌日午前0時をもって、自動的に解除とする。</p>	<p>地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満となった時。 ただし、地域内で午前1時から判断する時間帯までの平均値が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している場合は引き続き注意喚起を継続する。</p>	<p>翌日午前0時をもって、自動的に解除</p>
<p>⑥ 注意喚起の周知内容</p>	<p>○ 一日あたりのPM2.5濃度が、<u>暫定指針値（日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$）</u>を超過する可能性があります。 暫定指針値を超過しても、すべての人に必ず健康影響が生ずるものではありませんが、次の対応措置を目安に行動してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことは有効です。 ・ 外出時はマスクを適切に着用することは有効です。 ・ 外気の屋内への侵入を少なくするため、換気や窓の開閉を必要最小限にすることは有効です。 <p>呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等は、より影響を受けやすいので、体調の変化に注意して行動するようにしてください。</p>	<p>○ 一日あたりのPM2.5の値が、日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過する可能性があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出は控えること。 ・ 屋外での激しい運動はできるだけ減らすこと。 ・ 外出時はマスクを適切に着用することが望ましいこと。 ・ 屋内に粒子を持ち込まないように、室内の換気は必要最小限にとし、洗濯物はできるだけ室内に干すなどの工夫を行うこと。 ・ 引続き県及び熊本市が公表する1時間毎の速報値に注視すること。
<p>⑦ 注意喚起解除の周知内容</p>	<p>○ 現在のPM2.5濃度の値が<u>暫定指針値（日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$）</u>未満になりましたので、注意喚起を解除します。</p>	
<p>周知方法 (従来どおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、関係機関(関係各課及び保健所、気象庁、九州地方環境事務所)、報道機関等に対し、大気環境情報メール(従来のスモッグメール)及びFAXにより情報を提供し、一般への周知を図る。 ・ 一般向け大気環境情報メールにより情報を提供(配信)する。 ・ 県ホームページに情報を公表する。 	